別紙1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人)	消防法第8条第1項に規定する消	消防長(消防本部を置かない市町	1部 (1部)	当該施設の位置を明らかにした図
の推進に関する特別措置法施行令	ロ 公会堂又は集会場 (30人)	防計画	村にあっては市町村長)又は消防		面
(以下「政令」という。) 第3条第1	2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人)		署長		
号に規定する施設	ロ 遊技場又はダンスホール (30人)				
	ハ 性風俗関連特殊営業(30人)				
	ニ カラオケボックス類(30人)				
	3項 イ 待合、料理店類(30人)				
	口 飲食店 (30人)				
	4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人)				
	5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人)				
	6項 イ 病院、診察所又は助産所 (30人)				
	8項 図書館、博物館、美術館類(50人)				
	9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人)				
	ロ イ以外の公衆浴場(50人)				
	10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人)				
	11項 神社、寺院、教会類(50人)				
	13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人)				
	15項 前各項に該当しない事業場 (50人)				
	16項の2 地下街(30人)				
	17項 文化財建築物(50人)				
	【消防法施行令第1条の2第3項】				
	16項の3 準地下街 (建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの	(1項から4項、5項イ、6項イ、	消防長(消防本部を置かない市町	1部(1部)	同 上
	(その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8	9項イの施設で収容人員30人以	村にあっては市町村長) 又は消防		
	項から 11 項、13 項イ又は 15 項の防火対象物の用途で、当該用途に供	上のもの及び8項9項ロ、10項、	署長		
	されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの)	11 項、13 項イ、15 項の施設で			
		収容人員50人以上のもの)			
		消防法第8条第1項に規定する消			
	【消防法施行令第1条の2第3項】	防計画			
		(8項、9項口、10項、11項、13	知事	1部 (1部)	同 上
		項イ、15 項の施設で収容人員が			
		30 人以上 50 人未満のもの)			
		対策計画			